

津市消防団への貢献事業所に対する感謝状贈呈基準

平成 18 年 9 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この基準は、津市消防団の組織に関する規則（平成 18 年津市規則第 224 号）第 29 条第 3 項に規定する、消防団活動に対し特に顕著な貢献をした事業所に対する感謝状の贈呈に関し必要な事項を定める。

(事業所の定義)

第 2 条 この基準における事業所とは、官公庁以外で生産活動又はサービス等の継続的な経済活動を行う、被雇用者が 1 名以上の組織（公益法人を含む）をいい、会社法（平成 17 年 7 月 26 日法律第 86 号）第 6 条第 1 項に規定する商号の有無を問わない。

(贈呈基準等)

第 3 条 感謝状を贈呈する基準は、別表により計算を行い、得点上位となった事業所に対し感謝状を贈呈するものとする。

同点となった場合は、団員数、団員勤務年数、長期在団者、就業時間中の団活動の各得点順で判断するものとする。

2 感謝状の贈呈は、1 事業所につき 1 回を限度とする。

3 市内に複数の支店・営業所等の出先機関（以下「出先機関」という。）が存在する場合は、原則として本社・本店等事業所の本拠に対し感謝状を贈呈するものとし、出先機関にはこれを贈呈しない。

(勤務年数計算)

第 4 条 団員の勤務年数算定において、1 年未満の端数があるときは、6 月未満は切り捨て、6 月以上はこれを 1 年とする。

(上申)

第 5 条 津市消防団表彰規程第 4 条に規定する上申は、別記様式によりこれを行うものとする。

(疑義)

第 6 条 この基準に疑義がある場合または、この基準によらずに貢献事業所に対する感謝状を贈呈することが適当であると認められる場合は、津市消防団会議に関する要綱（平成 18 年消防本部訓第 27 号）第 2 条第 2 号に規定する消防団長会議の議決によるものとする。

附 則

この基準は、平成１８年９月１日から施行する。

別記様式（第5条関係）

消防団活動に対する貢献事業所感謝状上申書

平成 年 月 日

津 市 長 様

津市 消防団長（氏 名） 印

事業所名			
事業所住所			
代表者氏名			
貢献の内容			
点数計算	団 員 数		
	団 員 勤 務 年 数		
	長 期 在 団 者		
	就 業 時 間 中 の 団 活 動		
	合 計		
処 理 結 果 (本部記入)	得点順位	表 彰	施 行
	位	可 ・ 否	平成 年 月 日

※ 点数計算は、必要に応じ別紙を添付すること

別 表

No	項 目		点 数	備 考
1	団員数	1人につき	5	例：10人いれば50点（10人×5点）
2	団員勤務年数加算	団員1人の勤務年数 1年につき	1	例：10年在籍者が10人 いれば100点（10年×10 人×1点）
3	長期在団者 加算・減算	30年以上の団員が いる	30	例：1人でもいれば30点 を加算（2人以上でも加 算は30点）
		20年以上の団員が いる	20	例：1人でもいれば20点 を加算（2人以上でも加 算は20点）
		10年以上の団員が いる	0	1人でもいれば減点なし
		10年以上の団員が いない	△ 20	1人もいなければ△20点
4	就業時間中 の団活動 （事業所及 び団員から 状況を聴取 する）	就業規則等に特別休 暇等として取扱う旨 を明記	50	可能であれば、規則の写 しを添付すること
		就業規則等に明記は ないが特別休暇扱い	30	実質的に特別休暇等扱い している場合
		就業規則等に明記は ないが配慮している	30	就業扱い又は休暇扱いな しで許可している（黙認 を含む）場合
			20	自己休暇（年休等）で処 理している場合
		活動できない	△ 50	就業中の団活動が禁止さ れている場合

計算例

1 団員数 $5 \text{ 人} \times 5 \text{ 点} = 25 \text{ 点}$

2 団員歴加算 44 点

団員 A 在団 8 年 $\times 1 \text{ 点} = 8 \text{ 点}$

団員 B 在団 21 年 $\times 1 \text{ 点} = 21 \text{ 点}$

団員 B 在団 1 年 $\times 1 \text{ 点} = 1 \text{ 点}$

団員 D 在団 5 年 $\times 1 \text{ 点} = 5 \text{ 点}$

団員 E 在団 9 年 $\times 1 \text{ 点} = 9 \text{ 点}$

3 長期在団者加算・減算

21 年在団者が 1 名いるため 20 点加算

4 就業時間中の団活動

就業規則に明記はないが、休暇扱いにもされない。事実上黙認で火災等に出動している。→ 30 点

◎ 合計 25 点 + 44 点 + 20 点 + 30 点 = 119 点